重要事項説明書

医療法人社団健昌会　新里クリニック浦上

訪問看護　重要事項説明書

1. 事業の目的・運営方針

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

2. 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3. 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事 業 所 名	医療法人社団健昌会　新里クリニック浦上
所　在　地	長崎市茂里町3番20号
連　絡　先	TEL　095-813-1234　FAX　095-813-1560
管 理 者 名	松下　哲朗
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	4210167062 号
サービス提供地域	長崎市

(2) 事業所の職員体制

	常　勤	非常勤	計
管 理 者	1名	名	1名
看 護 師	2名	3名	5名
准看護師	1名	名	1名

4. サービス提供時間

月曜日～金曜日	午前9：00　～　午後18：00
土曜日	午前9：00　～　午後12：00
定 休 日	日曜日、祝日、8月14日～16日、12月29日午後～1月3日

5. サービス内容

1　病状・障害の観察
2　清拭・洗髪等による清潔の保持
3　食事及び排泄等日常生活の世話
4　褥瘡の予防・処置
5　リハビリテーション
6　ターミナルケア
7　認知症患者の看護
8　療養生活や介護方法の指導

9 カテーテル等の管理
10 その他医師の指示による医療処置

6. 利用料金

(1) 利用料金・利用者負担金

要介護

	1割	2割	3割
30分未満	408円	815円	1,222円
30分以上1時間未満	586円	1,172円	1,758円
1時間以上1時間30分未満	862円	1,724円	2,586円

要支援

	1割	2割	3割
30分未満	390円	780円	1,170円
30分以上1時間未満	565円	1,130円	1,694円
1時間以上1時間30分未満	831円	1,662円	2,493円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○加算内容

上記の自己負担額に次の額が別途加算、算定されます。

	1割	2割	3割
初回加算（1月につき）	307円	613円	919円

○減算内容

同一建物に居住する利用者又は1月あたりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問看護を行った場合、10%の減算。

(2) 交通費

交　通　費	通常のサービス提供地域	0円
駐　車　場　費	近隣パーキング駐車の場合	別途徴収

(3) キャンセル料金

①ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用当日までにご連絡がなかった場合	利用者負担金の100%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(4) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、26日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

7. サービス内容に関する苦情処理体制

申立先	医療法人社団　健昌会
連絡先	095-813-1234
担当者	苦情解決責任者　：山口　真美
	苦情受付担当者　：山口　真美

①苦情受付担当者が苦情申出の窓口として対応する。なお、相談に訪問した利用者及びその家族のプライバシーと秘密の保持に十分配慮する。
②苦情受付担当者は、苦情内容、苦情申立者の意向を確認、記録する。
③苦情解決責任者は、その場で解決できると判断される事項については、苦情申立者と協議し、解決を図る。

〔苦情相談の公的窓口〕

長崎県国民健康保険連合会　介護保険課 苦情処理担当	８２６－１５９９
長崎市役所　介護保険課	８２９－１１６３

8. 事業者（本部）の概要

名称・法人種別	医療法人社団　健昌会
代　表　者　名	理事長　新里　健
本部所在地・連絡先	住　所　　長崎市茂里町3番20号 ＴＥＬ　　０９５－８１３－１２３４ ＦＡＸ　　０９５－８１３－１５６０

9. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

緊　急　連　絡　先			
家族等氏名（続柄）１		連絡先１	
家族等氏名（続柄）２		連絡先２	
医療機関・診療所名			
主治医		連絡先	

10. 秘密保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密保持について
業務上知り得た利用者及び家族に関する事項を、第三者に決してもらしません。これに関しては、利用者がサービス利用を中止された場合、従業員が退職した場合も同様の扱いとします。

② 個人情報の保護について
事業所が定期的なサービス調整会議等を実施する場合には、利用者及び家族の個人情報を用いる場合がありますが、予め文章にて同意を得る事とします。

③ 情報提供する場合
利用者が医療もしくは他の福祉サービス利用のため、居宅介護支援事業をはじめとするサービス事業者への情報提供を実施する場合は、利用者、家族に文書により同意を得ることとします。またサービスの質の向上をめざす研修会等での事例発表等の場合、仮名使用を厳守し、利用者個人が特定できないように配慮します。

④ 介護サービス実施記録の開示について
求めに応じて、利用者及び家族へサービス実施記録の開示を行っております。

11. 事故対策と損害賠償責任

サービス利用中に事故が発生した場合、下記の手順にて対応します。

① 事故が発生した場合、速やかに、管理者に連絡し、従業員と共に利用者の被害が最小限になるような対応を行います。

② 事故関係従業員は、利用者対応が収拾したら管理者に速やかに口頭にて報告する。但し事故にあった利用者が病院への緊急搬送を要する場合においては、家族への連絡を最優先とします。

③「 事故報告書」を直ちに作成し、上司、管理者へ提出します。

④ 管理者は内容を把握し、家族対応、保険者（長崎市など）への連絡、損害賠償保険会社へ連絡等に関して判断し、対応します。

⑤ 事故の内容に応じ、「事故検討会」を開催し、原因分析、改善案立案を行い、今後の再発防止に努めます。

⑥ 家族からの苦情等については、管理者を交渉窓口とし、保険会社との連携をとりながら、誠意をもって対応します。

なお、事業者側の責任により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。また利用者の責任において事業者が損害を被った場合は、利用者および家族にその損害を賠償するものとします。

12. 事業所が加入している損害賠償責任保険

保　険　会　社	あいおいニッセイ同和損保（居宅介護事業者賠償責任保険）

令和　　年　　月　　日

訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

【事業者】
住　　所：長崎市茂里町3番20号
事業者名：医療法人社団健昌会　新里クリニック浦上
代表者名：管理者　松下　哲朗　　印
指定番号：4210167062

【説明者】
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、これに同意します。

【利用者】
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【代理人】
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印（続柄　　）